

別紙

諮問第1737号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和3年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査の結果がわかるもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年5月19日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書について、同表に掲げる本件不開示情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月26日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月26日（第250回第二部会）から同年11月29日（第253回第二部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）4条2項1号は、都道府県は「市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」責務を有する旨定めている。

このため、実施機関においては、法4条2項1号を根拠に、平成27年度から令和3年度まで毎年度、「生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査について（依頼）」（以下「本件依頼文」という。）を都内各区市宛てに発出し、生活困窮者自立支援制度に関する事業の実施状況について、都内各区市から任意の情報提供を求めている。

#### イ 本件一部開示決定の妥当性について

本件対象公文書は「都内における生活困窮者自立支援制度に関する事業の実施状況を把握し、区市間で情報を共有することで、今後の事業実施の参考とすること」を目的に、実施機関が都内各区市宛てに本件依頼文を発出し、生活困窮者自立支援制度を実施する都内各区市からの回答を取りまとめたものである。

審査請求人は審査請求書等において、本件対象公文書は都内各区市の事業実施状況を調査したもので、本来であれば積極的に情報を開示すべきであり、他自治体関係者に広く公開しているものを、市民に公開しないのは不当である旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件依頼文において、取りまとめた調査結果は、各区市の担当部署・担当者に限って情報提供することを各区市に明示して回答を依頼しており、本件調査結果を開示することは、対象区市との間の信頼関係を損ない、調査等について今後の協力を得られなくなるおそれがあるため、本件不開示情報は条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件不開示情報が公になると、回答した各区市が比較されることにより、批判や追及にさらされるおそれがあるとのことであり、業務を外部に委託している区市については業務仕様書に対応する人数・業務割合は委託先事業者の非公開情報であるとの説明があった。

審査会が見分したところ、本件依頼文には「調査結果は、取りまとめの上、各区市

の担当部署・担当者に限って情報提供させていただく予定」と明記されており、本件不開示情報は、本件依頼文の条件の下に各区市から提出された、外部への公表を前提としていない一覧化された各区市の回答であることが確認された。

したがって、これらの情報を開示することとなると、回答内容を基に各区市が比較されることにより、事業の実施状況について、批判や追及にさらされるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

また、業務を外部に委託している区市においては、委託先事業者の非公開情報が公になることにより、当該事業者との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。

これらのことから、実施機関と各区市との間の信頼関係も損なわれ、実施機関が生活困窮者自立支援制度に関する事業の実施状況について、各区市から十分な情報を得て、必要な助言等を行っていく上で、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本件不開示情報は条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書	本件不開示情報	不開示理由
令和3年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査<01_共通項目>シート集計表	R3年度予算額(千円)、予算上の対象者数や規模、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での事業実施上の課題や工夫等、次期法改正に向けた検討における各事業の在り方に係る課題・意見等、事業内容	
令和3年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査<02_職員配置>シート集計表	自治体職員・委託先職員の分け、週当たりの勤務時間数、業務分担、従事期間	条例7条6号
令和3年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査<03_事業別項目(自立相談支援事業のみ)>シート集計表	支援調整会議について、支援会議について、初期相談窓口の体制について、アウトリーチの取組状況について、認定就労訓練事業所における優先発注認定基準について、無料職業紹介事業について	